○農林水産省告示第二千六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県長浜市下山田字山田山七〇一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市荒張字十九道山七五七の三〇・七五七の三三・七五七の三四・七五七の四一・七五七の五六（以上五筆国有林）、七五七の九から七五七の一一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七五七、七五七の二から七五七の六まで、七五七の八、七五七の一二から七五七の一六まで、七五七の一九から七五七の二五まで、七五七の二八、七五七の二九、七五七の三一、七五七の三五、七五七の三八、七五七の四二、字墓ヶ谷七六七、七六七の一から七六七の八まで、七六七の一〇、七七二、八二九、八二九の一、八二九の一六、八二九の一七、八二九の三四、八四七の五、字堂ノ谷八二九の二、八二九の四から八二九の六まで、八二九の二八、字砂田八二九の一八、八二九の一九、八二九の二一、八二九の二三、八二九の三三、字片山八二九の二四、字山越八四七の四七（国有林）、八四七、八四七の一、字雨丸八四七の三、八四七の四、八四七の一七、字砂川八四七の二一から八四七の二五まで、八四七の二七から八四七の二九まで、八四七の三五、八四七の三九、八四七の四〇、八四七の五〇、字道々一〇二二、字上長野一〇六三の一、一〇六三の二、字浅柄野菖蒲谷一三七三の三七・一三七三の四三（以上二筆国有林）、一三七二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字十九道山七五七・七五七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　北海道様似郡様似町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

様似町（国有林）、日高町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道様似郡様似町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）